

# 学校いじめ防止基本方針

落合第四小学校

## 1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受け た子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

## 2. 組織

- 生活指導部内に教育相談いじめ担当係を設置する。
- 必要に応じて、対策チームを設置する。  
(校長・副校長・主幹教諭・該当学年主任教諭・担任教諭・養護教諭)
- 地域、関係諸機関との連携し、学校サポート会議を開く。

## 3. 未然防止のための取り組み

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして学級・学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信をはぐくむとともに互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくりだすことを重視していく。

- 人権尊重教育の充実  
人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を充実させる。  
道徳教育の充実  
あいさつ運動  
縦割り活動
- 体験活動の充実  
児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、体験活動充実させる。
- 情報モラル教育の推進  
コンピュータ等の情報モラル教育を充実させ、児童が情報通信ネットワークにおける正しいルールやマナーを身に付け、必要とする情報を正しく収集、選択、活用できる能力を育成する。

- 保護者への働きかけ  
道徳地区公開講座やセーフティ教室において生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることや健全育成の活性化、充実を図る。

#### 4. 早期発見のための取り組み

- 信頼関係の構築と児童観察の継続  
教職員が意識的、意図的に児童に目をむけ、ささいな変化に気づき、対応する。  
担任と専科、管理職との情報を共有する。  
その日のうちに保護者へ連絡する。
- ふれあい月間  
アンケート（6月、11月、2月）と聞き取り調査を行い実態を把握する。  
内容に応じて継続的に指導する。
- 定期的な情報交換  
毎週金曜日の生活指導朝会で情報交換を行い共通指導のための共通理解の場とする。  
月に一回の職員会議での児童理解の時間をもち、配慮すべきことを共通理解する。
- スクールカウンセラーとの連携  
カウンセラーとの情報交換を密にし、状況に応じて授業観察に入らせ状況把握に努める。  
給食の会食や、個人面談を通して、児童と相談しやすい人間関係を築く。
- 関係相談機関の周知  
日常の掲示やふれあい月間の手紙の配布などを通して、周知していく。

#### 5. 早期対応のための取り組み

- 迅速な対応  
いじめの疑いを感じたら、いじめを受けたと思われる児童を守る観点から早急に対応する。
- 組織的な対応  
担任や特定の教職員で抱え込まず、管理職に報告し、組織で情報を共有する。  
事実を確認する者・毅然とした態度で指導する者・児童に寄り添い心のケアを行う者  
保護者や関係諸機関との連絡をとる者など役割を分担する。
- 児童への寄り添い  
いじめられた児童の自尊感情を高める。  
いじめた児童には自らの行為の責任を自覚させ、いじめの背景にも目を向ける。  
いじめがみられなくなったあとも定期的に様子を聞き、人間関係に改善がみられたかどうか継続的に観察する。